

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 藤沢市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.0%
全職員	66.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	100.2%
所長級	85.7%
課長級	99.9%
課長補佐級	94.1%
主査・上級主査級	88.7%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.2%
31～35年	89.0%
26～30年	88.8%
21～25年	84.0%
16～20年	87.2%
11～15年	84.8%
6～10年	79.7%
1～5年	76.4%

## 【説明欄】

・一部の職員（会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、年度途中の採用・退職をした職員）については、職員の勤務時間、勤務期間に応じて、平均給与額の計算のもととなる職員数を換算しています。

（例）通常の勤務時間（週 38 時間 45 分）の半分の勤務時間の職員がいた場合、人数を 0.5 人、10月1日採用の職員（年度末まで勤務）がいた場合も人数を 0.5 人と換算しています。

●男女の給与差異が生じる要因としては、次の内容等が考えられます。

・他の職種に比べて給与水準の高い医師において、職員に占める男性の割合が 74.7%であること

・管理職職員に占める男性の割合が 75.1%、扶養手当受給者に占める男性の割合が 83.1%であること

・相対的に給与水準に低い会計年度任用職員のうち、87.5%が女性であること

●2（1）役職段階別の男女の給与差異のうち、部長級職員の値が 100.2%である理由  
女性の部長級職員の中には、比較的給与額が高い医療職給料表（1）適用の職員が含まれていることに加え、男性の部長級職員数に対して女性の部長級職員数の比率が低くなっているため。

●2（1）役職段階別の男女の給与差異のうち、課長級職員の値が 99.9%である理由  
課長級職員全体における女性職員の比率が約 17.6%であるのに対し、課長級職員のうち、比較的給与額が高い医療職給料表（1）適用の職員における女性職員の比率は約 31.8%と、全体での女性比率より、医療職給料表（1）適用職員内で見ると女性比率が高い値となっているため。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。